

48

## 「吾園叢書」の「女医開業許否之議」 および「中央衛生会臨時会」について

三崎 裕子

埼玉県所沢市

「吾園叢書」は、元老院議官であり明治13年から明治17年5月まで中央衛生会会長であった細川潤次郎の明治6年から16年までの10年間の公私の文書を和綴じでまとめたものであり、現在国立国会図書館に収蔵されている。この「吾園叢書」20には「女医開業許否之議」と「中央衛生会臨時会」という文書が他の法律文書とともに綴じられている。後者は『衛生局年報』（明治17年より20年12月）に記録された女子の医術開業試験受験許可指令に関する経緯に「明治十四年五月長崎県ヨリ女医拒否如何ノ照会アルニ因リ中央衛生会ノ討議ヲ経タリシニ道理許ス可ラサルノ事由ナシト決議セリ」と記された、まさにその「中央衛生会ノ討議」の記録である。

冒頭の「女医開業許否之議」本文には日付がないが、その後に綴じられている「中央衛生会臨時会」の記録には「6月20日」とあり、同文書の末尾に細川による「許女医行業議」が記される。文書の綴じ方から、最初に「女医開業許否之議」が書かれ、その後「中央衛生会臨時会」が開催されて議事録がまとめられたものと推測される。この会議の結論は、女子の医術開業の許可であった。しかし細川の個人的な見解と思われる「女医開業許否之議」は、「女医の開業は、理論的には許すが、教育的利害からはこれを許すべきではない。医師になることは出産、育児、内事という女子の天賦の責任を放棄することになり、理論的には女医は認められるが、現状では女医の開業は許可しない」としていた。ところが、中央衛生会臨時会では、女医の開業があっさり認められた。当日の出席者は、細川会長、陸軍軍医総監松本順、海軍軍医総監戸塚文海、陸軍軍医監兼一等待医池田謙斎、東京大学教授三宅秀、ベルツ（Ewin von Beelz）、ブッケマ（Tjarko Wiebenga Beukema）で、「衛生局ヨリ本会ノ議決ヲ請ヘル長崎県衛生課ヨリ同局ニ照会アリタル女医開業免許可否ノ議」とあり、会長以下が順次意見を述べている。欠席の委員は、林紀、長与専斎、田邊良顕、今村和郎、高木兼寛だった。

この会議には予め衛生局から各委員に資料が送られており、女医開業許可の議決に衛生局長長与専斎が深く関与していたことは、会議冒頭の会長の発言から明らかである。会議の記録自体は短く、ベルツ、池田が反対し、細川会長と松本、ブッケマが賛成した。議論では、反対論者から「女医開業許否之議」と同様、理論的には女医は認めるべきだが、教育上の問題、女子の資質の問題により反対するという意見が述べられた。しかし、一番の反対論者ベルツも「国土の風俗」に関することなので、自国の委員が決定すべしとし、細川が現行の試験制度において女子のみを不可とすることができない、女子が医学校に入り、医術を開業したいと求めるなら、これを禁じてはならない、と結論した。

最後に付されたのが、結論を衛生局に伝達するために細川がまとめ漢文で記された「許女医行業議」である。ここで細川は、日本の古今に女医が存在し、ことに古代は女医の教育も行われていたことを述べている。そして男は男、女は女の病気を治療すればよく、男医を嫌う女性患者のため、また貧しい人のためには女医が必要であると述べた。男女の差について異論を唱えるものについては、医術開業試験は非常に厳しい試験で、合格する者は濫りな者ではない、と述べて女医開業許可を決断した。当初女医開業に反対であった細川の意見が、「許女医行業議」のように変化した理由は、一連の記録から推測すると、古代の法律に裏付けられた女医の存在であった。細川は明治初期の立法事業に大きく寄与した人物で、明治政府にとって自国の法典として唯一の手本であった古代の律令に記された「女医条」は、非常に大きな意味を持っていたのだろう。そしてそれを明らかにし、女医許可を推進したのが衛生局長長与専斎だったことは推測に難くない。